

(証券コード 6557)

2018年3月12日

株主各位

東京都墨田区錦糸一丁目2番1号

株式会社 global bridge HOLDINGS

代表取締役 貞松 成

第3回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第3回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2018年3月27日（火曜日）午後6時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2018年3月28日（水曜日） 午後2時
2. 場 所 東京都墨田区錦糸一丁目2番1号 アルカセントラル16階
当社 会議室
3. 目的事項
報告事項
第3期（2017年1月1日から2017年12月31日まで）事業報告の内容報告の件
決議事項
第1号議案 第3期（2017年1月1日から2017年12月31日まで）計算書類承認の件
第2号議案 資本金の額の減少の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願いいたします。

株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.globalbridge-hd.com/ir/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

## (提供書面)

# 事業報告

2017年1月1日から  
2017年12月31日まで

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、雇用情勢に改善が見られるなか、緩やかな回復基調で推移しました。海外経済は、アジア新興国の下振れ懸念、英国のEU離脱問題及び米国の政権交代の影響等から先行き不透明な状況が続いておりますが、個人消費を中心に緩やかな成長が継続しました。

このような情勢のなか、国内では、少子高齢化社会に対応するために、政府が中心となり、ポテンシャルを秘めている女性や元気で意欲にあふれ、豊かな経験と知恵を持つ高齢者が自らの希望に応じて活躍できる一億総活躍社会の実現へ向けて働き方改革と生産性向上のための諸施策が取り組まれております。この一億総活躍社会実現の取組みの一つとして、子育て・介護の環境整備が図られており、保育・介護サービスを提供するための人材確保に向けて、保育士や介護人材の処遇改善、多様な人材の確保・育成、生産性向上を通じた労働負担の軽減、その他安心・快適に働ける環境整備が進められております。また、第4次産業革命が進展し、ICT分野の利活用が拡大することによる更なる市場の創造と生産性向上が期待されております。

こうした状況の下、当社グループの保育及び介護事業におきましては、東京都・千葉県・大阪府において、認可保育園、放課後等デイサービス施設、児童発達支援施設、生活介護施設を新規開設しました。

ICT事業におきましては、全国の保育事業者を対象に、保育士の書類作成や人員配置計算などの事務負担を軽減させる当社グループ独自開発の保育園運営管理システム「Child Care System」(チャイルドケアシステム、以下「CCS」といいます。)の新規契約件数の増加に注力いたしました。また、CCSの操作性・機能性・デザイン性が向上した「CCS Pro」をリリースし、更なるICTサービスの提供を行いました。

当社は、当社グループの経営戦略構築や管理業務を行い、当事業年度の売上高は321,458千円、営業利益25,335千円、経常利益27,657千円、当期純利益は12,378千円となりました。

### (2) 資金調達等についての状況

金融機関からの新たな借入れとして46,000千円を調達しました。金融機関別の調達金額の状況は、次のとおりです。

| 金融機関名    | 調達額      |
|----------|----------|
| 株式会社京葉銀行 | 46,000千円 |

### (3) 財産及び損益の状況

当社の財産及び損益の状況

|               | 第1期<br>(2015年12月期) | 第2期<br>(2016年12月期) | 第3期<br>(当事業年度)<br>(2017年12月期) |
|---------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売上高(千円)       | 3,801              | 171,437            | 321,458                       |
| 経常利益(千円)      | △5,670             | △5,503             | 27,657                        |
| 当期純利益(千円)     | △4,160             | △4,075             | 12,378                        |
| 1株当たり当期純利益(円) | △2.08              | △2.04              | 5.97                          |
| 総資産(千円)       | 1,225,057          | 1,035,539          | 1,243,160                     |
| 純資産(千円)       | 1,009,587          | 1,005,512          | 1,143,140                     |
| 1株当たり純資産額(円)  | 497.92             | 495.88             | 518.11                        |

(注) 当社は2015年11月25日に設立された会社であるため、第1期(2015年12月期)の営業期間は2015年11月25日から2015年12月末日までの1か月のみとなっております。

#### (4) 対処すべき課題

政府による少子高齢化対策として打ち出された「ニッポン一億総活躍プラン」に掲げられている一億総活躍社会の実現に向け、保育並びに介護業界の環境整備が促進されております。当社グループでは、「日本の人口問題を解決する」を使命に、待機児童の解消、障害児支援及び高齢者介護などの問題を施設の運営によって解決できるよう取り組んでまいります。また、ICT化が遅れている保育業界において、当社グループ独自の「CCS」の提供を通じて、保育士の事務・雑務の軽減につなげ、保育の質の向上と子どもを安心して預けられる環境づくりを提供してまいります。

当社グループの更なる事業の拡大に向けて対処すべき課題は、次のとおりです。

##### ① 施設開設のドミナント戦略

当社グループが更なる事業の拡大をするためには、既存地域である東京23区、千葉県内、大阪市内を中心として施設開設の拡充を図り、ドミナント戦略による地域ブランドの認知向上、地域密着により多様化する利用者ニーズに応じたサービスの提供、人員の集中採用、効率的な人員異動による経費削減などを図ってまいります。

##### ② 事業効率の向上

当社グループの規模拡大に合わせてスケールメリットを享受するためには、事業効率の向上が必要になります。このため、当社グループは、戦略的かつ機動的な経営体制を強化する目的で持株会社制を導入しております。事業効率の向上とマーケティング戦略やブランド力を強化すると共に、社会環境や事業環境の変化に対応してまいります。

##### ③ 採用強化による福祉事業サービス人材の確保

当社グループでは、施設数の増加に伴い、施設に必要な資格を有する優秀な人員の確保の重要性が増してきております。従来の経験者中心の採用だけでなく、新卒者の採用にも注力することで採用強化を図ります。当社グループでは、特に保育士の確保を強化し、新規開設とサービスの品質の向上に注力してまいります。

##### ④ 福祉事業サービスの質の維持向上

当社グループでは、福祉施設の運営を通じて、利用者の様々な問題解決に貢献しております。福祉施設の開設は継続して拡大してまいります。そこで提供するサービスの質を維持向上させ、利用者ニーズを満たしていくように努めます。そのために、当社キャリアプランに応じたグループ内外での研修制度の充実を図り、施設長及び管理職等の育成体制を確立し、各職位の職務内容や評価制度を明確にしております。

##### ⑤ 保育園運営管理システムの営業力強化

当社グループが独自開発した「CCS」の提供を営業力不足により機会損失が発生しないよう、保育事業者の事業効率の向上につながる提案を実施してまいります。

## (5) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

当社の親会社は、株式会社アニヴェルセルHOLDINGSで、同社は当社の株式1,064,450株（議決権比率48.2%）を保有しております。

### ② 重要な子会社の状況

| 会社名                  | 資本金       | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容    |
|----------------------|-----------|----------|------------|
| 株式会社global bridge    | 100,000千円 | 100.00%  | 保育事業及び介護事業 |
| 株式会社social solutions | 10,000千円  | 100.00%  | I C T事業    |

(注) 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は次のとおりであります。

|                                     |                   |
|-------------------------------------|-------------------|
| 特定完全子会社の名称                          | 株式会社global bridge |
| 特定完全子会社の住所                          | 東京都墨田区錦糸一丁目2番1号   |
| 当社及び当社の完全子会社における<br>特定完全子会社の株式の帳簿価額 | 681,159千円         |
| 当社の総資産額                             | 1,243,160千円       |

## (6) 主要な事業内容（2017年12月31日現在）

当社は、主としてグループ会社の経営管理、グループ戦略の構築及び新規事業の創出などを行っております。

## (7) 主要な事業所（2017年12月31日現在）

|        |                     |
|--------|---------------------|
| 本社     | 東京都墨田区錦糸一丁目2番1号     |
| 関西オフィス | 大阪府大阪市西区靱本町一丁目6番10号 |

(注) 2017年10月23日をもって、本社を東京都墨田区亀沢四丁目5番4号から移転いたしました。

## (8) 当社の使用人の状況（2017年12月31日現在）

| 使用人数    | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|---------|-----------|-------|--------|
| 16名（7名） | 3名増（1名増）  | 41.0歳 | 1.0年   |

(注) 使用人数は従業員数であり、パート社員は（ ）内に年間の平均人数を外数で記載しております。

## (9) 主要な借入先の状況（2017年12月31日現在）

| 借入先      | 借入額      |
|----------|----------|
| 株式会社京葉銀行 | 44,850千円 |

## (10) その他会社の状況に関する重要な事項

当社株式は、2017年10月17日付で東京証券取引所TOKYO PRO Marketへ上場いたしました。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2017年12月31日現在)

① 発行可能株式総数 8,000,000株

② 発行済株式の総数 2,206,800株

(注)ストック・オプションの行使により発行済株式の総数は206,800株増加しております。

③ 株主数 5名 (前期末比1名増加)

④ 大株主

| 株主名                        | 持株数        | 持株比率  |
|----------------------------|------------|-------|
| 株式会社アニヴェルセルHOLDINGS        | 1,064,550株 | 48.2% |
| 青木擴憲                       | 599,900株   | 27.2% |
| Social investment株式会社      | 315,000株   | 14.3% |
| 貞松 成                       | 206,800株   | 9.4%  |
| SMBCベンチャーキャピタル1号投資事業有限責任組合 | 20,550株    | 0.9%  |

(注)当社は、自己株式は保有しておりません。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                        |                   | 第2回新株予約権                                      | 第3回新株予約権                                      |
|------------------------|-------------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 発行決議日                  |                   | 2015年12月21日                                   | 2016年12月16日                                   |
| 新株予約権の数                |                   | 67,352個                                       | 10,426個                                       |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                   | 普通株式 67,352株<br>(新株予約権1個につき1株)                | 普通株式 10,426株<br>(新株予約権1個につき1株)                |
| 新株予約権の払込金額             |                   | 新株予約権と引換えに払込を要しない。                            | 新株予約権と引換えに払込を要しない。                            |
| 新株予約権の行使に関して出資される財産の価額 |                   | 新株予約権1個当たり500円<br>(1株当たり500円)                 | 新株予約権1個当たり500円<br>(1株当たり500円)                 |
| 行使期間                   |                   | 2017年12月22日から<br>2025年12月21日まで                | 2018年12月17日から<br>2015年12月16日まで                |
| 行使の条件                  |                   | (注) 1.                                        | (注) 1.                                        |
| 役員の<br>保有状況            | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 67,352個<br>目的となる株式数67,352株<br>保有者数 3名 | 新株予約権の数 10,426個<br>目的となる株式数10,426株<br>保有者数 1名 |

- (注) 1. 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権の行使時において、継続して当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、又は当社取締役会にてその他正当な理由があると承認した場合は、この限りではない。
2. 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の証券取引所に上場している場合に限り行使できるものとする。
3. 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。

|                        |                   | 第5回新株予約権                                       |
|------------------------|-------------------|------------------------------------------------|
| 発行決議日                  |                   | 2017年12月11日                                    |
| 新株予約権の数                |                   | 2,300個                                         |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                   | 普通株式 230,000株<br>(新株予約権1個につき100株)              |
| 新株予約権の払込金額             |                   | 新株予約権と引換えに払込を要しない。                             |
| 新株予約権の行使に関して出資される財産の価額 |                   | 新株予約権1個当たり51,800円<br>(1株当たり518円)               |
| 行使期間                   |                   | 2019年12月12日から<br>2027年12月11日まで                 |
| 行使の条件                  |                   | (注) 1.                                         |
| 役員の<br>保有状況            | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 2,300個<br>目的となる株式数 230,000株<br>保有者数 4名 |

- 注) 1. 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。
2. 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

3. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

|                        |       | 第5回新株予約権                                    |
|------------------------|-------|---------------------------------------------|
| 発行決議日                  |       | 2017年12月11日                                 |
| 新株予約権の数                |       | 200個                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |       | 普通株式 20,000株<br>(新株予約権1個につき100株)            |
| 新株予約権の払込金額             |       | 新株予約権と引換えに払込を要しない。                          |
| 新株予約権の行使に関して出資される財産の価額 |       | 新株予約権1個当たり51,800円<br>(1株当たり518円)            |
| 行使期間                   |       | 2019年12月12日から<br>2027年12月11日まで              |
| 行使の条件                  |       | (注) 1.                                      |
| 使用人等への<br>交付状況         | 当社使用人 | 新株予約権の数 200個<br>目的となる株式数 20,000株<br>交付者数 1名 |

(注) 1. 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。

2. 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

3. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

③その他の新株予約権等の状況

2017年12月11日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

|                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新株予約権の総数                               | 1,400個                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数                     | 普通株式 140,000株<br>(新株予約権1個につき100株)                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 新株予約権の払込金額                             | 新株予約権1個当たり14,200円                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 新株予約権の払込期日                             | 2017年12月26日                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 新株予約権の行使に関して出資される財産の価額                 | 1株につき518円                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 新株予約権の行使期間                             | 2017年12月26日から2021年12月25日まで                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。</li> <li>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記1.記載の資本金等増加限度額から上記1.に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</li> </ol>                                                    |
| 新株予約権の行使の条件                            | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。</li> <li>2. 新株予約権者の相続人による新株予約権の権利行使は認めない。</li> <li>3. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</li> </ol> |
| 割当先                                    | 当社取締役                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |



### (3) 会社役員の状態

#### ①取締役及び監査役の状態(2017年12月31日現在)

| 会社における地位 | 氏名    | 担当及び重要な兼職の状態                                                            |
|----------|-------|-------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役    | 貞松 成  | 株式会社global bridge 代表取締役<br>株式会社social solutions 代表取締役                   |
| 取締役      | 市村 浩子 | 株式会社global bridge 取締役                                                   |
| 取締役      | 加地 義孝 | 株式会社global bridge 取締役                                                   |
| 取締役      | 樽見 伸二 | 樽見伸二公認会計士事務所 代表                                                         |
| 取締役      | 堀井 淳之 | 株式会社global bridge 取締役                                                   |
| 取締役      | 野口 洋  | 株式会社トビムシ 代表取締役<br>エーゼロ株式会社 取締役<br>株式会社西栗倉・森の学校 取締役<br>株式会社東京・森と市庭 代表取締役 |
| 常勤監査役    | 浅見 雅光 | 株式会社global bridge 監査役<br>株式会社social solutions 監査役                       |
| 監査役      | 佐藤 剛  | グロービス経営大学院 教授                                                           |
| 監査役      | 松村 正哲 | 松村総合法律事務所 代表<br>霞ヶ関キャピタル株式会社 社外監査役                                      |

- (注) 1. 取締役野口 洋氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役佐藤 剛氏及び監査役松村 正哲氏は、社外監査役であります。  
3. 当事業年度中に退任した監査役

| 氏名    | 退任日         | 退任理由 | 退任時の地位・担当及び重要な兼職の状態                                          |
|-------|-------------|------|--------------------------------------------------------------|
| 松本 明彦 | 2017年3月30日  | 辞任   | 常勤社外監査役<br>株式会社global bridge 監査役<br>株式会社social solutions 監査役 |
| 篠倉 清重 | 2017年12月31日 | 辞任   | 監査役                                                          |

#### ②責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役各氏との間において、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としています。

#### ③取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区分        | 員数   | 報酬等の額     |
|-----------|------|-----------|
| 取締役       | 6名   | 55,050千円  |
| (うち社外取締役) | (1名) | (1,200千円) |
| 監査役       | 5名   | 9,880千円   |
| (うち社外監査役) | (3名) | (6,400千円) |
| 合計        | 11名  | 64,930千円  |
| (うち社外役員)  | (4名) | (7,600千円) |

- (注) 1. 上記には、辞任した監査役2名を含んでおります。  
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
3. 取締役の報酬等は、2015年12月21日開催の臨時株主総会において年額200百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。また、当該報酬額の別枠で、2017年12月11日開催の臨時株主総会において取締役(社外取締役を除く。)に対して、年額150百万円以内の範囲でストック・オプションとして新株予約権を割り当てることにつき決議いただいております。

4. 監査役の報酬等は、2015年12月21日開催の臨時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。また、2016年12月16日開催の臨時株主総会において、当該報酬額の枠内でストック・オプションとして新株予約権を割り当てることにつき決議いただいております。
5. 上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。
  - ・ストック・オプションによる報酬額 取締役4名 1,812千円
6. 上記のほか、2017年3月30日開催の第2回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を以下のとおり支給しております。
  - 退任取締役1名 623千円

④社外役員に関する事項

イ他の法人等の重要な兼務の状況及び当社と当該他の法人との関係

- ・取締役 野口 洋氏は、株式会社トビムシの代表取締役、エーゼロ株式会社の取締役、株式会社西栗倉・森の学校の取締役、株式会社東京・森と市庭の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役 佐藤 剛氏は、グロービス経営大学院 教授であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。
- ・監査役 松村 正哲氏は、松村総合法律事務所の代表、霞ヶ関キャピタル株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。

ロ当該事業年度における主な活動内容

|           | 出席状況及び発言状況                                                                                                                                                                         |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 野口 洋  | 当事業年度に開催された取締役会15回のすべてに出席いたしました。企業経営者としての幅広い経験と知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。                                                                                      |
| 監査役 佐藤 剛  | 当事業年度に開催された取締役会15回、監査役会13回のすべてに出席いたしました。人材育成・教育分野の専門的な見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンスやコーポレート・ガバナンスの充実について適宜、必要な助言を行っております。                        |
| 監査役 松村 正哲 | 2017年3月30日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回のうち5回に出席し、監査役会10回のうち9回に出席いたしました。弁護士としての専門的な見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンスやコーポレート・ガバナンスの充実について適宜、必要な助言を行っております。 |

### 3. 業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループ各社の経営については、その自主性を遵守しつつ、当社が定める「関係会社管理規程」を定め、事業及び経営に関する事項については、あらかじめ報告し協議の上で決定するとともに、子会社の経営成績、財務状態その他重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付けることにより、経営の適正性について担保しています。
- (2) 当社及び子会社の取締役は、月1回以上開催される取締役会において、職務の執行状況について報告するとともに、取締役の業務執行が効率的に行われることを確保するために、問題の把握と改善に努めます。
- (3) 当社の「コンプライアンス規程」並びに、「コンプライアンス・マニュアル」を当社グループのすべての役職員に周知徹底しており、法令、定款及び社会倫理の遵守、並びに反社会的勢力との取引断絶を企業活動の前提とすることを徹底しています。
- (4) 当社における反社会的勢力排除に向けた基本的な方針は、「コンプライアンス・マニュアル」に記載しており、主要な会議及び研修等の機会にその内容の周知徹底を図っています。
- (5) 「内部通報規程」を定め、グループ全体における法令遵守の観点から、これに反する行為などを早期発見し是正するために「内部通報制度」を構築し、運用しております。
- (6) 当社の監査役及び子会社の監査役は、定期的に会議を開催し、情報伝達しています。
- (7) 当社及び当社グループ各社に対し、当社内部監査人による定期的な監査を実施しています。内部監査人は、内部監査方針、計画、各部門の業務遂行、コンプライアンス遵守の状況等について、監査役会及び監査法人と連携するとともに、内部監査結果を、代表取締役及び監査役会に報告をしています。

#### (運用状況の概要)

- (1) 当事業年度は取締役会を15回開催し、付議内容・基準を定めた取締役会規程・決裁権限規程に基づき、当社及びグループ各社の重要事項について審議決定するとともに、各取締役から業務執行の報告を受けております。
- (2) コンプライアンスに関する活動を推進するため、代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を開催しております。コンプライアンス委員会は、四半期毎に開催され、コンプライアンスに関する運用状況・課題等を協議・共有化しています。
- (3) 当社は「コンプライアンス通報窓口」を設置し、内部通報制度の有効性を担保しています。「コンプライアンス通報窓口」の運用状況については、担当取締役が確認を行い、コンプライアンス委員会に報告しています。

# 貸借対照表

(2017年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目           | 金 額              | 科 目             | 金 額              |
|---------------|------------------|-----------------|------------------|
| <b>資産の部</b>   |                  | <b>負債の部</b>     |                  |
| <b>【流動資産】</b> | <b>483,307</b>   | <b>【流動負債】</b>   | <b>57,981</b>    |
| 現金及び預金        | 120,353          | 長期借入金           | 6,900            |
| 前払費用          | 6,851            | 未払金             | 26,274           |
| 未収入金          | 356,001          | 未払法人税等          | 13,629           |
| 立替金           | 100              | 未払消費税           | 9,410            |
| <b>【固定資産】</b> | <b>759,318</b>   | 預り金             | 1,766            |
| (有形固定資産)      | <b>21,619</b>    | <b>【固定負債】</b>   | <b>42,038</b>    |
| 建物            | 4,641            | 長期借入金           | 37,950           |
| 建物附属設備        | 4,897            | 資産除去債務          | 2,651            |
| 車輻運搬具         | 1,643            | 繰延税金負債          | 496              |
| 工具器具備品        | 7,038            | 退職給付引当金         | 940              |
| 建物除去債務        | 2,583            | <b>負債合計</b>     | <b>100,019</b>   |
| 一括償却資産        | 814              | <b>純資産の部</b>    |                  |
| (無形固定資産)      | <b>1,900</b>     | <b>【株主資本】</b>   | <b>1,121,290</b> |
| ソフトウェア        | 1,900            | <b>資本金</b>      | <b>105,875</b>   |
| (投資その他の資産)    | <b>735,799</b>   | <b>【資本剰余金】</b>  | <b>1,011,272</b> |
| 関係会社株式        | 720,620          | <b>その他資本剰余金</b> | <b>1,011,272</b> |
| 保険積立金         | 1,601            | <b>【利益剰余金】</b>  | <b>4,143</b>     |
| 敷金差入保証金       | 13,563           | (その他利益剰余金)      | <b>4,143</b>     |
| 預託金           | 14               | 繰越利益剰余金         | 4,143            |
| <b>【繰延資産】</b> | <b>534</b>       | <b>【新株予約権】</b>  | <b>21,850</b>    |
| 株式交付費         | 534              | <b>純資産合計</b>    | <b>1,143,140</b> |
| <b>資産合計</b>   | <b>1,243,160</b> | <b>負債純資産合計</b>  | <b>1,243,160</b> |

# 損益計算書

自 2017年1月1日

至 2017年12月31日

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額     |         |
|-----------------|---------|---------|
| <b>【営業収益】</b>   |         | 321,458 |
| <b>【営業費用】</b>   |         | 296,123 |
| 販売費及び一般管理費      | 296,123 |         |
| <b>営業利益</b>     |         | 25,335  |
| <b>【営業外収益】</b>  |         |         |
| 受取利息            | 2,372   |         |
| 雑収入             | 211     | 2,583   |
| <b>【営業外費用】</b>  |         |         |
| 支払利息            | 150     |         |
| 雑損失             | 43      |         |
| 株式交付費償却         | 66      | 261     |
| <b>経常利益</b>     |         | 27,657  |
| <b>【特別損失】</b>   |         |         |
| 固定資産除却損         | 3,789   | 3,789   |
| <b>税引前当期純利益</b> |         | 23,868  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 7,740   |         |
| 法人税等調整額         | 3,749   | 11,489  |
| <b>当期純利益</b>    |         | 12,378  |

# 株主資本等変動計算書

自 2017年1月1日

至 2017年12月31日

(単位：千円)

|                          | 株主資本    |              |             |                             |             |            |
|--------------------------|---------|--------------|-------------|-----------------------------|-------------|------------|
|                          | 資本金     | 資本剰余金        |             | 利益剰余金                       |             | 株主資本<br>合計 |
|                          |         | その他<br>資本剰余金 | 資本剰余<br>金合計 | その他利益剰<br>余金<br>繰越利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |            |
| 当期首残高                    | 100,000 | 900,000      | 900,000     | △8,235                      | △8,235      | 991,764    |
| 当期変動額                    |         |              |             |                             |             |            |
| 当期純利益                    |         |              |             | 12,378                      | 12,378      | 12,378     |
| 新株の発行<br>(新株予約権の行使)      | 58,573  | 58,573       | 58,573      |                             | -           | 117,147    |
| 減資                       | △52,698 | 52,698       | 52,698      |                             | -           | -          |
| 新株予約権の発行                 |         |              | -           |                             | -           | -          |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額 (純額) |         |              | -           |                             | -           | -          |
| 当期変動額合計                  | 5,875   | 111,272      | 111,272     | 12,378                      | 12,378      | 129,525    |
| 当期末残高                    | 105,875 | 1,011,272    | 1,011,272   | 4,143                       | 4,143       | 1,121,290  |

|                          | 新株予約<br>権 | 純資産<br>合計 |
|--------------------------|-----------|-----------|
| 当期首残高                    | 13,747    | 1,005,512 |
| 当期変動額                    |           |           |
| 当期純利益                    |           | 12,378    |
| 新株の発行<br>(新株予約権の行使)      | △13,747   | 103,400   |
| 減資                       |           | -         |
| 新株予約権の発行                 | 19,880    | 19,880    |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額 (純額) | 1,970     | 1,970     |
| 当期変動額合計                  | 8,102     | 137,628   |
| 当期末残高                    | 21,850    | 1,143,140 |

# 個別注記表

自 2017年 1月 1日

至 2017年12月31日

## 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式 移動平均法による原価法

### (2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産 定額法を採用しています。

②無形固定資産 定額法を採用しています。

### (3) 繰延資産の処理方法

株式交付費 株式交付費は、支出時から3年にわたり定額法により償却しております。

### (4) 引当金の計上基準

退職給付引当金 当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

### (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

## 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

## 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

該当事項はありません。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,827千円

(3) 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

株式会社global bridge 9,620千円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務

①短期金銭債権 352,370千円

②長期金銭債権 ー千円

③短期金銭債務 97千円

④長期金銭債務 ー千円

## 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高 321,314千円

営業取引以外の取引による取引高 2,370千円

## 資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 2,206,800株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

該当事項はありません。

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの。

該当事項はありません。

(4) 当事業年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 223,735株



## 税効果会計に関する注記

繰延税金負債の主な発生の原因は、資産除去債務であります。

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また資金調達については主に銀行等金融機関からの借入により行っております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

未収入金は、相手先の信用リスクに晒されております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

未収入金に係る信用リスクは「与信管理規程」等に沿ってリスク低減を図っております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合は、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|            | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|------------|------------------|---------|---------|
| (1) 現金及び預金 | 120,353          | 120,353 | —       |
| (2) 未収入金   | 356,001          | 356,001 | —       |
| 資産計        | 476,354          | 476,354 | —       |

#### (注) 1. 金融商品の時価の算定方法

##### 資 産

#### (1) 現金及び預金、(2) 未収入金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区分    | 貸借対照表計上額<br>(千円) |
|-------|------------------|
| 子会社株式 | 720,620          |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

## 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

## 関連当事者との取引に関する注記

関連当事者との取引に関する注記

| 種類   | 会社等の名称                      | 事業の内容又は職業    | 議決権等の所有<br>(被所有) 割合<br>(%) | 関連当事者との<br>関係                  | 取引の内容                       | 取引金額<br>(千円) | 科目           | 期末残高<br>(千円) |
|------|-----------------------------|--------------|----------------------------|--------------------------------|-----------------------------|--------------|--------------|--------------|
| 関連会社 | 株式会社<br>global bridge       | 保育事業<br>介護事業 | 所有<br>直接100%               | 役員の兼任<br>債務保証<br>経営指導<br>資金の援助 | 賃借契約<br>等の債務<br>保証<br>(注) 1 | 306,789      | —            | —            |
|      |                             |              |                            |                                | 経営指導<br>料<br>(注) 2          | 271,404      | 関係会社<br>未収入金 | 347,112      |
|      |                             |              |                            |                                | 利息の受<br>取<br>(注) 3          | 2,370        |              |              |
| 関連会社 | 株式会社<br>social<br>solutions | ICT事業        | 所有<br>直接100%               | 役員の兼任<br>債務保証<br>経営指導          | 経営指導料<br>(注) 2              | 49,909       | 関係会社<br>未収入金 | 5,258        |

- (注) 1. 賃借契約等に対して債務保証を行っておりますが、保証料の受取は行っておりません。なお、取引金額は、年間賃借料等を記載しております。
2. 業務内容を勘案し当事者間の契約により決定しております。
3. 市場金利等を勘案して利率を決定しております。

## リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

## 1株当たり情報に関する注記

- |                 |         |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額  | 508円11銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 5円97銭   |

## 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は2017年1月1日から2017年12月31日までの第3期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。さらに会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく表示しているものと認めます。
  - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
  - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2018年3月5日

株式会社 global bridge HOLDINGS 監査役会  
常勤監査役 浅見 雅光 印  
社外監査役 佐藤 剛 印  
社外監査役 松村 正哲 印

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 第3期（2017年1月1日から2017年12月31日まで）計算書類承認の件

会社法第438条第2項の規定に基づき、当社第3期の計算書類のご承認をお願いするものであります。

なお、議案の内容は提供書面12頁から19頁に記載のとおりであります。

### 第2号議案 資本金の額の減少の件

#### 1. 資本金の額の減少の理由

当社の業容及び損益状態の現状を踏まえ、適正な税制の運用を通じて財務内容の健全性を維持するとともに、今後の資本政策の機動性及び柔軟性を図るため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行い、その他資本剰余金に振替えたいと存じます。

#### 2. 資本金の減少の内容

##### (1) 減少する資本金の額

資本金の額105,875,000円のうち、55,875,000円を減少して、その減少額の全額をその他資本剰余金に振替え、減少後の資本金の額を50,000,000円といたします。

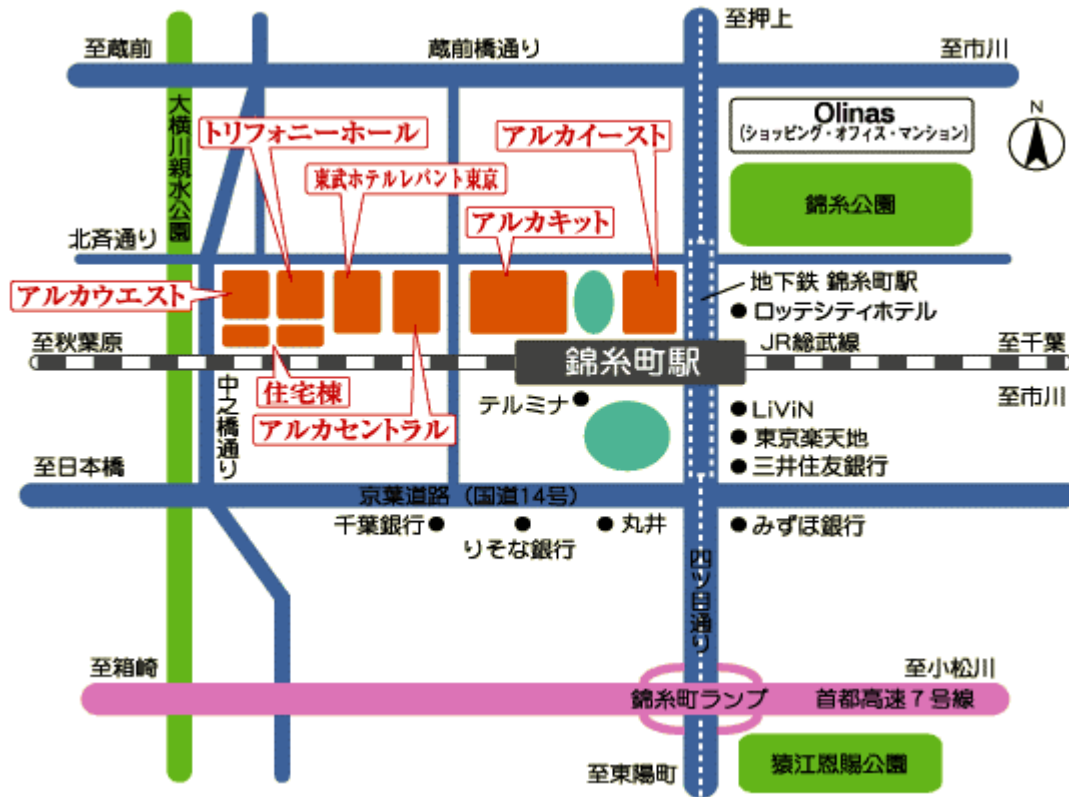
##### (2) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2018年4月16日

以 上

# 株式会社総会会場ご案内図

会場：東京都墨田区錦糸一丁目2番1号 アルカセントラル16階  
当社 会議室



## 【交通のご案内】

- ・ JR総武線 錦糸町駅北口徒歩1分
- ・ 東京メトロ半蔵門線 錦糸町駅3番出口徒歩1分